4 様々な課題への対応

(1) いじめへの対応



「いじめ」とは・・・・・?

「いじめ防止対策推進法」の定義では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの。」とされています。「いじめ」の態様としては、以下のようなものがあります。

「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 」等

「いじめ」は、深刻かつ重大な社会問題であり、学校・家庭・地域が連携して、その解決に向けて取り組まなければならない重要な問題です。子どもたちが学校や地域という集団生活の場で、よりよい人間関係(友人関係)を築けるよう、日頃から子どもたちを支援し、援助するとともに、一人ひとりが人権感覚をより高め、日々の生活に生かしていけるようにすることが大切です。

いじめの早期発見チェックポイント	
	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
	持ち物をひんぱんになくしてくる。
	教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。
	いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。
	衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。
	家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。
	登校をしぶったり、早退や欠席したりすることが多くなる。
	家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。
	TVゲームなどの一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる
	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。
	体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる
	受翌音効素なく」 受技の成績が急に乗くなる

□ 頭痛・腹痛などをよく訴えるが、特に異常がない。

□ 携帯電話 (スマートフォン) でのやりとりで気になる様子がある。

【ストップいじめアクションプラン(平成26年5月改訂版)より】

子どもの変化に気づいたら次のような対応をしてみましょう。

- (1) 自分の子どもの声をじっくり聴きましょう!!
 - ①日頃から子どもに話しかけ、表情や返ってくる言葉に気を配りましょう。
 - ②どうしても話を聴くことができないときには、後から話を聴く機会を作るように工夫しましょう。
 - ③話を聴くときは、うなずきながら子どもの言葉にしっかりと耳を傾けましょう。
 - ④じっくりと聴くことが「安心」「信頼」を与えることであると自覚しながら、最後まで話を聴きましょう。
- (2) 自分の子を見守り、理解し、支えましょう!!
 - ①家族の人間関係を大切にした**憩い安らげる家庭づくり**に努めましょう。
 - ②日頃から声掛けするとともに、**悩みを共感したり、必要に応じてアドバイス**したりしましょう。
 - ③日常の子どもの言動の中から、**いじめの兆し**を見逃さないように努めましょう。
- (3) いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝えましょう!!
 - ①兄弟姉妹がいる場合は、比較するのではなくそれぞれの子どもががんばっているところをほめ、**お互いが手** 本となる関係づくりになるようにしましょう。
 - ②社会で許されないことは、親として断固として許さず、間違った価値観は通らないことを教えましょう。
 - ③親自身が、大人としての言動に責任を持ち、ごまかしたり意地を張ったりしないようにしましょう。
- (4) 子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験をさせましょう!!
 - (1)いろいろな体験を積ませることによって、**自ら考え、問題を解決する力**をつけるようにしましょう。
 - ②部活動、クラブ活動、ボランティア活動、地域行事等、**年齢の異なる人々とのふれあい**を通して、年上の人から学んだり、年下の人の面倒を見たりして豊かな人間関係を築けるような土壌づくりに努めましょう。
- (5) 規則正しい生活習慣づくりに努めましょう!!
 - ①心の安定は、安定した生活から生まれるものであり、家族みんなで**「早寝、早起き、朝ごはん」**に心がけ、 規則正しい生活を送りましょう。
 - ②できるかぎり一緒に食事をする等、親子で過ごす時間を大切にしましょう。
- (6) 学校と一緒に動き、協力して解決にあたりましょう!!
 - ①日頃から子どもの言動や表情に留意し、気になることや心配なことは、早めに学校の先生に相談しましょう。
 - 加害の場合

直接いじめに関係しているかはわからなくても、気になる言動があればまずは学級担任に相談しましょう。

被害の場合

子どもが学校の先生には知られたくないという場合でも、子どもの様子を見守りつつ学校に相談しましょう。 その場合、「知られたくない」という子どもの思いは必ず学校に伝えておきましょう。

- ②子どものケアを最優先にして、学校と一緒になっていじめ問題の解決に努めましょう。
- ③いじめを許さない環境をつくりましょう。
- (7) 地域で子育てを支え合う、PTA活動を促進しましょう!!
 - ①PTAで呼びかけたり、研修や講演会等に積極的に参加したり、フォーラムを計画したりして、**保護者全体でいじめをなくす**機運を高めましょう。
 - ②日頃から保護者同士が連携に努め、みんなで子どもを育てる環境づくりに努めましょう。

【ストップいじめアクションプラン(平成26年5月改訂版)より】

★いじめ等の相談窓口が開設されています(詳細17ページ)。一人で悩まず、相談できる場所があることを親子で共有しましょう。 匿名可、秘密厳守で専門の相談員が相談にお答えします。まずはお電話を。

(2)ケータイ・ネットへの対応

『大人も学び、子どもを守りましょう!!』



子どもたちがケータイ(携帯電話やスマートフォン)やパソコン等を介してインターネット を利用し、トラブル・犯罪に巻き込まれる事件が増加し、子どもの心身が危ぶまれています。 携帯電話等は大変便利なものであるとともに、多くの「危険性」もはらんでいます。

家庭では、その「危険性」を教え、ケータイやインターネット利用のルール、マナーについて親子で十分に話し合うことが大切です。また、苦手な分野だからと敬遠せず、保護者が進んで新しい知識を身につけるよう努めることも大切です。

(1) 実態を正しく知ることが第一歩です!

滋賀県の児童・生徒 25名が宣言!!

◎子どもたちに広がる携帯電話・スマートフォント

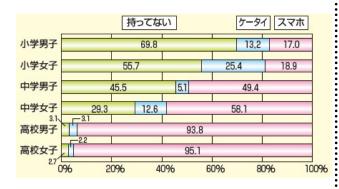
ケータイ・スマホアンケートの結果 ~子どものインターネット 利用実態調査実行委員会~

スマホ宣言 2014

- ◆そのスマホ 10分積もれば 3時間
- ◆忘れずに 画面の向こうに 人がいる
- ◆投稿一瞬 傷一生

あなたの未来 炎上中

①滋賀県校種別 携帯電話所持率



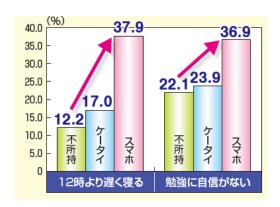
平成26年度、県教育委員会では、兵庫県立大学の竹内和雄准教授の協力のもと、県PTA連絡協議会と共催で「子どものインターネット利用実態調査」に取り組みました。

小学生・中学生・高校生25人による「子どものインターネット利用実態調査実行委員会では、インターネットの利用状況や利用上の課題について話し合った結果をもとに「ケータイ・スマホアンケート」を作成し、昨年10月、小学校、中学校、高等学校各5校。

●調査人数 2, 505 人

(小学6年生、中学3年生、高校2年生)

②就寝時間と勉強に対する自信



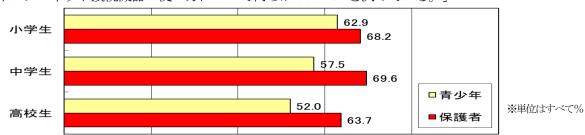
③平日の携帯電話の使用時間 (ゲーム機でのネット接続を含む)



保護者向け情報誌「教育しが NO. 49」 平成 27 年 (2015 年) 2 月号より

◎子どもと保護者の認識のギャップ

「インターネット接続機器の使い方について何らかのルールを決めている。」



【平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果より(内閣府)】

◎子どもたちの基本的な利用スタイル

- □ 友だちとの連絡手段は通話よりメール
- 携帯電話は通話のための端末ではない
- □ インターネットやメールは携帯電話から -
 - 「自分専用」のパーソナル性の高い機器を好む
- □ **隙間時間にブログやSNSを閲覧、更新** ー 友だちと「常につながっていたい」欲求が強い

子どもたちの使い方は発信型・参加型(受信型・閲覧型の大人とは正反対)

【出典:「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」ウエブサイトより】

② こんなトラブルがおこっています!

◎トラブルの事例 【「インターネットトラブル事例集(平成26年度版)」より(総務省)】

オンラインゲームにはまっている小学校5年生(男 子)のA君。夜中でも親に隠れてゲームを楽しんでい ました。ゲームに参加しないと、仲間はずれにされる のではないかと心配で、途中でやめられなくなってし まいました。Aくんは、睡眠不足が続いた影響で、学 校の授業に集中できなくなってしまいました。成績は オンラインゲームを始める前に比べて、明らかに下が ってしまいました。それでもオンラインゲームがやめ られないといいます。

【解説】オンラインゲームは、ゲーム上の友達と連携 して進めるものが多く、一人だけ抜けることができな いために長時間付き合ってしまうという場合も見受け られます。子どもの時間の使い方を保護者が気にかけ てあげることが重要です。

中学1年生(女子)のAさんは、親友と撮った写真がう まく撮れたので、SNS に載せました。その際、SNS に自分 の名前や中学校名を一緒に書いてしましました。数日後、 Aさんは画像掲示板にAさんの写真が掲載されていると 聞きました。確認したところ、写真と電話番号、でたらめ な内容まで書き込まれていました。その結果、Aさんに嫌 がらせの電話が毎日かかってくるようになりました。

【解説】※SNSや※プロフで発信した情報は、さまざま な人に見られる可能性があるので、個人情報を掲載するこ とは非常に危険です。さらに、他人の写真を無断でインタ -ネットに掲載することは、その人を危険にさらすことに なります。

※SNS:ソーシャルネットワーキングサービス ※プロフ:自己紹介(プロフィール)サイト

◎男子と女子のトラブルの傾向

男子に多いトラブル

- □ 腕試しやイタズラ心によるネット犯罪
- □ ネット上での誇示誇張発言によるトラブル
- □ サイト上での詐欺被害

女子に多いトラブル

- □ 生命・身体にかかわる被害
- □ コンサートチケットやファッショングッズ に関する売買トラブル
- □ ネット上でのコミュニケーショントラブル

インターネットは開かれた現実社会の一部

口仲間内の世界ではありません

インターネット上での出来事は世界中の人が見 ています

口磨名世界ではありません

インターネットは現実世界よりも追跡性が高い のです

口仮想世界ではありません

インターネットは法の支配もおよぶ、現実社会の 一部です

←↑【出典:「子どもたちのインターネット利用について考える研究会はり】

③ 保護者としてできることを考えましょう

保護者同士の情報 交換も大切です

ネット上のいじめへの対応

【ストップいじめアクションプラン(平成 26 年 5 月改訂版)「ネット上のいじめ」への対応 「保護者のアクション]より抜粋】

- ① 携帯電話・スマートフォンは、学校における学習生活に直接**必要のないもの**であるので、子どもに携帯電話・スマートフォンを与える前に、**本当に必要かどうか**をよく検討しましょう。
- ② 子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行うとともに、保護者の責任において管理しましょう。
- ③ インターネットや携帯電話・スマートフォンに関し、例えばSNSを使った誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等、子どもが様々な問題に巻き込まれ、**加害者にも被害者にもなっている現実**や、「ネット依存」や「不健全な人間関係」等の**弊害も生じている**ことを理解しましょう。
- ④ 子どもの様子を把握し、気になることは**躊躇せず学校に相談**しましょう。また、ネット被害等深刻な場合は、最寄りの**警察署の生活安全課や法務局人権擁護課等に相談**しましょう。
- ⑤ 家族で、機会をとらえて、「公共のマナー」、「権利と責任」、「危険回避の 仕方」などについて話し合いましょう。
- ⑥ 常に進化する携帯電話・スマートフォンの機能や操作方法等に関心を持ち、理解に努めましょう。
- ⑦ **学校やPTAが企画する研修会等には積極的に参加**し、新しい情報や対策について理解するようにしましょう。
- ※「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」に、青少年がインターネットを適正に利用する ための保護者の努力義務が平成20年度に追加されました。

第 20 条の 2

3 保護者は、青少年に有益なソフトウエアの利用、インターネットの利用に関する 健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正 に利用できるよう努めなければならない。

- ☆「ケータイ・ネットへの対応」で引用した情報の詳細は以下のホームページでご覧になれます。
 - ◇内閣府ホームページ

http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html

◇総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/trouble_jirei
.html

◇子どもたちのインターネット利用について考える会」のウェブサイト

http://www.child-safenet.jp/

(3) 不登校への対応

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)をいいます。

□ ☆不登校の背景、きっかけ、心の動き等はさまざまで、単純に判断せず子どもの心に寄り添いながら□ 理解していくべきものですが、以下のようなことも考えられます。

背景

生活体験や集団での活動不足、地域での遊びの減少、人とのつながりの弱さ、 ストレスの増大等

学校のこと: 学校生活があわない、友人関係がうまくいかない、

勉強がわからない等

家庭のこと:家庭内の環境の急激な変化等

本人のこと:身体的なこと、病気等

心の動き

きっかけ

『学校に行かなければ』と思っても行けない 学校に心の居場所がない等

子どもにこのような様子が見られませんか?

不登校早期発見チェックポイント 【県教委発行 新中学生の保護者向け子育てリーフレットより】

- □ 朝起きるのが遅くなり、ふとんからなかなか出てこない。
- □ 着替えやトイレに必要以上に時間をかける。
- □ 朝食の時、表情が暗かったり、食が進まなかったりする。
- □ 登校時間になると、頭痛・腹痛・発熱などを訴える。
- □ 月曜日や休み明けなど、特定の曜日に学校に行きたがらない。
- □ 夕方や休みの日になると、活動が活発になる。
- □ 夜遊び、夜ふかしが増え、朝起きられないことが多くなる。
- □ 学校や勉強のことを言うと、ひどく不機嫌になる。
- □ 部屋に閉じこもりがちになる。
- □ わざと憎まれ口をきいたり、嫌がるようなことをしたりするようになる。

心のふれあう家庭をめざし・・・

- 何でも話せる家庭の雰囲気を作りましょう。
- ② 子どもの言い分をしっかり受けとめましょう。
- ③ 基本的な生活習慣をしつけましょう。
- (4) 地域とのきずなを深めましょう。

不登校はどの児童・生徒にも起こり得るものです。子ども自身が悩んだり傷ついたりしているということ、保護者も大きな不安や悩みを抱えているということを深く理解することが必要です。

左の①~④に個々の家庭だけでなく、PTAでも取り組んでみませんか。

(4)人権教育の推進

子どもの健全育成を目的とするPTA活動において、すべての人の人権が保障される社会の実現に向けて人権問題を学び合うことは、欠かすことのできない重要な学習です。

そこで、PTAで取り組む学習内容の例や学習の進め方について紹介します。

(1)PTA人権学習の内容(例)

- ア 子どもの人権問題(いじめ、虐待等)
- イ 家庭・地域・学校・企業での人権教育
- ウ 身の周りにある差別や偏見
- エ 様々な人権問題の解決に向けた取組
- オ 同和問題の歴史とその解決への取組
- カ インターネットと人権





(2)多様な学習の進め方

~人権問題を自分の問題として考えるために~

人権課題に関する学習において、正しい知識を学ぶことは大切ですが、心や技 (スキル) をバランスよく学習することが大事です。人権意識を高め、行動につなげることで、一人 ひとりの人権が尊重された社会づくりにつながります。

PTA活動においては、学習者を中心にしながら、学習者のお互いの気づきや考えを共有し、人権に関する行動力と意欲を高めようとする参加型体験学習(ワークショップ)をぜひお取り入れください。親同士が楽しく交流することを大切にするとともに、ただ楽しいからということではなく、目的やねらいをはっきりさせて講演やビデオ、現地研修等とも合わせて効果的な学習を進めることが大事です。

学習の進め方については、人権学習の手引書である「語り合い、学び合い、つながり合い」や「波紋」(滋賀県教育委員会発行)を参考にして ください。

資料等は滋賀県学習情報提供システム「におねっと」 (http://www.nionet.jp/) からダウンロードできます。 また、ビデオ・DVDの貸出も行っていますので、ご活用ください。

